附 則

適 用 時 期

第 条 \mathcal{O} 告 示 は 令 和 五. 年 \equiv 月三 + 日 カン 5 適 用 す る。

庫 V \mathcal{O} 日 \mathcal{O}

農 林 中 央 金 に お け る S Α C Α 適 用 前 承 認

第 条 農 林 中 央 金 庫 は 令 和 五 年 三 月 \equiv + __ 日 前 に お 7 7 t 第 条 \mathcal{O} 規 定 に

ょ

る 改 正 後 \mathcal{O} 農 林 中 央 金 庫 が そ \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 健 全 性 を 判 断 す る た 8 \mathcal{O} 基 潍 以 下 \neg 新 告

示 لح 1 う 第 百 兀 + 七 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ S A C V Α に 係 る 承 認

 \mathcal{O} 申 請 を す る ک と が で き る

2 農 林 水 産 大 臣 及 75 金 融 庁 長 官 は 令 和 五. 年 \equiv 月 三 + __ 日 前 に お 1 7 Ł 農 林 中

央 金 庫 が 前 項 に 定 8 る と ک ろ に ょ り 承 認 \mathcal{O} 申 請 を 行 0 た 場 合 に は 新 告 示 第 百

兀 + 七 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} 規 定 に ょ り 承 認 を 行 う ک لح が で き る \mathcal{L} \mathcal{O} 場 合 に お 1 7 令

和 五. 年 \equiv 月 \equiv + 日 以 前 に 与 え 5 れ た 承 認 \mathcal{O} 効 力 は 令 和 五 年 \equiv 月 三 + 日 か 5

生 ず る £ \mathcal{O} と す る